別添２　仕様書

本仕様書は、笠岡市保健センターほか１施設で使用する電気の供給について定めたものである。

１　需給対象

（1）　対象施設　　別紙１のとおり
（2）　需要場所　　別紙１のとおり

２　需要設備の概要

（1）　電気方式　　交流３相３線式
（2）　標準電圧　　６，０００V
（3）　計量電圧　　６，０００V
（4）　標準周波数　　６０Hz
（5）　受電方式　　別紙１のとおり

３　契約電力、予定使用電力量

（1）　予定契約電力（常時電力）
別紙３のとおり。ただし、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。予定契約電力が５００ｋW 以上の場合、又は、最大需要電力が５００kW を超えて変更する必要があるときは、協議の上決定するものとする。
（2）　予定使用電力量
１７３，１６２キロワット時（別紙３より）

４　供給期間

令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時とする。
（各月の電力使用計画は別紙３参照のこと）

５　電力量等の計量

（1）　自動検針装置　　別紙１のとおり
（2）　計量日　　別紙１のとおり

６　需給地点　　別紙１のとおり

７　電気工作物の財産分界点　　需給地点に同じ

８　保安上の責任分界点　　需給地点に同じ

９　その他

（1）　供給者が、電気を供給する場合に必要な情報伝送装置に係る経費については、供給者の負担とする。
（2）　入札執行日時点の国内の一般送配電事業者が定める高圧供給の託送料金相当額が契約期間中に変更された場合は、当該変更に伴う供給者の標準メニューにおける基本料金単価及び電力量料金単価（以下、「各単価」という。）の変更前後の差額を、そのまま契約締結時の各単価に反映するものとする。また、各単価以外の供給条件は、当該小売電気事業者の標準メニューにおける供給条件の変更内容と同一とする。
（3）　その他定めのない供給条件については、当該施設を管轄する一般送配電事業者が定める約款、要綱等による。
（4）　燃料費等調整額は、入札参加資格確認申請時に提出した次の❶～❸までのいずれかに掲げる算定

方式に基づき算出するものとする。

❶　当該施設を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整制度

❷　独自の燃料費等調整制度（入札参加資格確認申請時に提出したものであって、算定諸元（算定式、基準燃料価格、基準単価、原油換算係数その他これらに類するものをいう。）が約款、標準料金表その他燃料費等調整制度の内容を定めた書類に明示され、かつ、各月の燃料費等調整単価の算定に用いる変数及び当該算定結果がホームページに掲載されているものに限る。）

❸　燃料費等調整制度を適用しない方式（燃料費等調整単価を０円で固定）

なお、❷に掲げる算定方式による場合であって、令和９年３月３１日までに、算定諸元の一部を変更する予定がある場合は、変更後の算定諸元を入札参加資格確認申請時に提出できるものとする。この場合において、当該変更内容を示す資料を市に提出すること。ただし、入札執行後に予定されていた変更の全部又は一部が行われなかった場合でも、落札者が入札参加資格確認申請時に提出した算定諸元は有効とし、当該算定諸元に基づき燃料費等調整額を算定し、算定単価を発注者に報告すること。また、契約期間満了時まで算定諸元の変更は一切認めない。

（5）　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該施設を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気契約要綱）によるものとする。

（6）　電力供給側の事故や災害により、対象施設への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保すること等により、業務に支障が生じることがないようにすること。

（7）　料金の請求は、対象施設毎の請求を原則とするが、契約書中別添１「個別条件書」の請求書区分に同じ数値が記載されている施設については、当該施設の料金を合算し、当該施設毎の内訳明細を含んだ「集約請求書」にて一括請求を行うこと。請求書は電子データ（PDF)による提出も可能とするが、代表者印が押印されたもので提出すること。請求の際には、請求書及び施設毎の内訳（使用電力量、契約電力、力率、最大需要電力、請求金額）を添付すること。

ただし、ＷＥＢサービス等を利用して当該データが容易に取得できる場合は、協議により請求書及び施設ごとの内訳の提出を省略することができる。

なお、請求額の算定にあたっては、施設ごとに税込金額を算出し、その合計を請求額とすること。

１０　添付資料

（1）　需要場所等　【別紙１】

（2）　施設別電力使用量実績　【別紙２】

（3）　予定契約電力及び予定使用電力量　【別紙３】